

公益社団法人日本放射線技術学会 関東支部
個人情報取扱に関するガイドライン

(目的)

- 1 このガイドラインは、公益社団法人日本放射線技術学会個人情報に関する規程に基づき、関東支部の個人情報取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用に関する措置)

- 2 特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用しなければならない。

(注意義務)

- 3 個人情報を取り扱う者は、個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

(情報漏えい事案等への対応)

- 4 個人情報を取り扱う者は、個人情報の漏えい、滅失またはき損による事故が発生したことを知った場合またはその可能性が高いと判断した場合は、支部長に直ちに報告する。
支部長は、速やかに事実関係の把握を行うとともに必要に応じてその原因を調査し、安全対策の措置などの再発防止策を講ずるものとする。

(個人情報を持ち出す場合の漏えい等の防止)

- 5 個人情報を取り扱う者は、個人情報等が記録された電子媒体（ノート PC を含）または書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。また、電子メールに個人情報を添付する場合は、データにパスワードを設定し、パスワードは受取先へ別途報告する。

(委託先管理)

- 6 当支部が個人情報の処理等を外部に委託する場合、「個人情報保護に関する契約書」を締結する。

(付表)

- 7 「個人情報保護に関する契約書」

付 則

- 1 このガイドラインは、支部理事会の承認を経て、変更できるものとする。
- 2 このガイドラインは、平成 29 年 7 月 22 日から適用する。

個人情報保護に関する契約書

公益社団法人日本放射線技術学会関東支部（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）とは、次の条項により個人情報保護に関する契約を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約で用いる主な用語の定義は、以下による。

(1) 個人情報：「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

②個人識別符号（法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの

(2) 本人：個人情報によって識別される特定の個人

（本契約の適用範囲）

第2条 本契約書で定める個人情報保護に関する取決めは、本契約締結時において甲が乙に委託している業務を含めて、将来にわたって甲が乙に委託する全ての業務について適用されるものであり個別若しくは特定の業務に限定されるものではない。

（責任分担）

第3条 業務委託において個人情報の取扱いに関する事故が発生し、本人または第三者に損害を与えた場合の責任分担は、以下による。

(1) 甲の責に帰すべき理由により発生した場合は、甲が損害賠償を負担する。

(2) 乙(乙の再委託先を含む)の責に帰すべき理由により発生した場合は、乙が損害賠償を負担する。

(3) 甲及び乙の責任に帰すべき理由により発生した場合は、甲及び乙がそれぞれの責任に応じて損害賠償を負担する。

（安全管理）

第4条 乙は、甲より委託される業務を遂行するにあたり、当該業務を通じて扱う個人情報につき、業務進行中は勿論のこと、業務終了後も、漏洩防止に努め、盗用、委託契約範囲外の加工、利用、複写、複製をしてはならない。

なお、委託契約期間は、平成__年__月__日から平成__年__月__日までとし、乙は、委託契約終了後速やかに個人情報を甲に返却するか、若しくは自己の責任において安全に廃棄・消去するものとし、紙媒体、電子媒体等その形態を問わず委託業務終了後に個人情報を継続して保有してはならない。

ただし、他の法令等による規定がある場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、甲より委託される業務を遂行するにあたり、個人情報を取扱う部分に関しては、第三者に再委託してはならない。ただしやむを得ず再委託を行う場合、乙は乙の責任において再委託先の個人情報保護について適切な管理を行わなければならない。

(監査・検査への協力等)

第 6 条 甲又は甲の指定した者は、乙に事前に通知し、乙の承諾を得た上でいつでも、乙の業務に支障を生じさせない範囲内において、委託業務の処理状況等について監査・検査を実施することができる。乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

なお、監査・検査の結果、委託業務に係る個人データの安全管理体制の改善が必要と甲が判断した場合、甲は乙に対し、その改善を要請することができる。

(契約の解除)

第 7 条 乙が本契約に違反した場合には、甲は乙に対して、本契約上の義務の履行を催告し、業務委託契約を解除することができる。

なお、乙が個人情報を故意または過失により他人に漏洩する等乙の契約違反が著しく重大な場合には、甲は催告を行うことなく直ちに業務委託契約を解除することができる。

(緊急事態への準備)

第 8 条 乙は甲より受託した個人情報の漏洩、滅失、き損を発見した場合は適切な措置を講じ、甲に対し、迅速かつ誠意をもって報告することとし、二次被害の防止に努める。

(本契約書の趣旨の徹底)

第 9 条 乙は、乙の役員、社員および個人情報に触れる可能性のある乙のすべての関係者に対して本契約の趣旨を周知徹底する。

(協議事項)

第 10 条 本契約書の内容に疑義が生じた場合、もしくは本契約書に定めがない事項については、甲乙協議し決定する。

本契約の証として契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都文京区本郷 3 丁目 11-9 ビクセルお茶の水 101 号
日本放射線技術学会東京事務所内
公益社団法人日本放射線技術学会関東支部
支部長 梁川 範幸

(乙)